

西消防署河内出張所大規模改修基本計画策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 4 月

消防局 総務部 管理課

表記の業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続きを実施しますので、次の通り参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

西消防署河内出張所大規模改修基本計画策定業務委託

(2) 目的及び概要

「熊本市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）において長寿命化を図るための大規模改修工事が計画されている。本業務は、現在の建築物及び設備等の状況を把握し、施設所管課の要望等も考慮した上で改修内容を精査しながら、更には、費用対効果を踏まえて工事期間中の市民サービスや執務等への影響を最小限に留めるなど一般的な改修工法にとらわれない多様な工法を検討（条件整理・比較検討、改修工法や発注方式等も含む）し、工事にかかる基本計画を策定することを目的とする。

※詳細は別紙 1 西消防署河内出張所大規模改修基本計画策定業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市西区河内町野出 1 8 9 1 番地 1

(4) 履行期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 19 日（水）まで

(5) 提案上限額 5, 300 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-0971 熊本市中央区大江 3 丁目 1 番 3 号

熊本市消防局 総務部 管理課 施設班

電話 096-364-8660（直通）

ファックス 096-366-5796

メールアドレス shouboukanri@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル実施要項等配布期間	公告の日から令和 6 年 5 月 8 日（水）まで
参加表明書等の提出期限	令和 6 年 5 月 8 日（水）
質問書提出期限	令和 6 年 5 月 22 日（水）
説明会	行わない
質問書閲覧期間	閲覧開始日から令和 6 年 5 月 31 日（金）
提案書等の提出期限	令和 6 年 5 月 31 日（金）
ヒアリング審査	令和 6 年 6 月 10 日（月）予定

選定結果通知	令和6年6月13日（木）予定
契約締結	令和6年6月27日（木）予定

※詳細の日時等は別途通知するものとする。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。）第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10号に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (10) 現場責任者については、以下のア、イの条件を満たすものを配置できること。
 - ア 平成26年（2014年）4月1日以降に、延べ床面積250㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の官公庁から直接受託した消防署等^{※1}の建設にかかる設計業務等^{※2}を完了した実績（実務経験）を有するものを現場責任者に配置すること。
 - ※1 消防署等：消防本部、消防署、消防出張所
 - ※2 設計業務等：基本構想、基本計画、基本実施設計
 - イ 現場責任者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士を配置することとし、直接雇用関係を有するものに限る。
- (11) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員

も併せて(5)、(9)及び(10)の要件を全て満たす者であること。

5 仕様書等の配布期間及び方法

公告の日から令和6年（2024年）5月8日（水）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等については、令和6年（2024年）5月8日（水）までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

6 参加手続等

(1) 参加表明書等の提出

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

原則として持参、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送の場合、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合、必ず電話で着信を確認すること。

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 4（10）アの実績を確認できる契約書等の写し
- (エ) 現場責任者の資格取得状況（様式自由）
- (オ) 現場責任者の一級建築士資格を証する資格者証の写し

イ 提出期限

令和6年（2024年）5月8日（水）午後5時まで

郵送する場合は、令和6年（2024年）5月8日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参又は電送（ファックス、電子メール等）の場合
2の担当部局
- (イ) 郵送の場合

〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1番3号

熊本市長（熊本市消防局総務部管理課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記す

ること。

オ 留意事項

- (ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。
- (イ) ア(エ)現場責任者の資格取得状況に、配置予定の現場責任者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を記入してもよいこととする（ア(ウ)資格証の写しも全ての候補者分を提出すること。）。この場合に、うち1人でも4(10)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。
- (ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4(9)及び(10)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。
- (2) 参加資格の確認については、参加表明書等の受付日をもって都度行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については書面により通知する。なお、参加表明書を提出した後に辞退を申し出る場合は、その旨を書面で提出すること。

7 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 説明会

説明会等は実施しない。

9 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。
 - ア 提出方法
質問書（様式第4号）により電子メールにて提出すること。この場合、必ず電話で着信を確認すること。
 - イ 提出期間
令和6年（2024年）5月22日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出先
2の担当部局
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。（個別回答は行わない。）
なお、熊本市ホームページにも掲載する。
 - ア 閲覧期間
令和6年（2024年）5月24日（金）までに開始し、令和6年（2024年）

5月31日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

10 参加表明者数について

参加表明者数が1者以上の場合、プロポーザルを実施する。

また、参加表明者がいなかった場合には、再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

なお、再度公告し、参加表明者が1者以上あった場合、プロポーザルを実施する。

11 提案書等の提出

6(2)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 業務実績書（様式第3号）

イ 技術提案書提出書（様式第5号）

ウ 技術提案書（様式自由）

※業務スケジュール、改修方針と検討課題を盛り込むこと。

エ 業務実施体制調書（様式第6号）

オ 現場責任者等の経歴書（必要に応じて様式自由）

カ 参考見積書及び内訳書（様式自由）

内訳書には、制作費や人件費等を詳細に記載し、税抜きの金額を記入すること。また、税込みの金額が、提案上限額の範囲内であること。

※契約候補者には再度見積書の提出を依頼する。

(2) 提案書内容についての留意事項

提案内容を確実に実施することが可能であり、目的の達成に十分に寄与できる提案内容であること。また、提案書には次の内容を含むこと。

ア 業務実施体制に関すること

配置予定者に一級建築士、建築設備士がいる場合は、氏名及び登録番号を記載すること。

イ 業務実績等に関すること

過去10年度に、国や他の自治体が委託する、公共施設等の建設又は改修かかる設計業務等※を行った実績があれば、受注先も含め、記載すること。

※設計業務等：基本構想、基本計画、基本実施設計

ウ 実施手順

(ア) 実現可能な業務スケジュールを記載するとともに、業務に関する補足や重要事項を記載すること。

(イ) 従事者の配置人数、建築専門担当者の配置、建築設備専門担当者の配置を記

載すること。

エ 技術提案

(ア) 前提条件や検討課題について記載すること。

(イ) 投資効果を十分に意識した内容を記載すること。

(3) 提出方法等

ア 提出書類作成上の注意事項

(ア) 提出書類は原則として、A4版タテ・左とじ・横書き・片面とする。

(イ) A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

(ウ) 提案書は社名等が分かるものを伏して提出すること。

イ 提出期限

持参又は郵送により提出すること。

令和6年（2024年）5月31日（金）午後5時まで

郵送する場合は、令和6年（2024年）5月31日（金）までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

各8部ずつ提出すること。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1番3号

熊本市長（熊本市消防局総務部管理課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

1.2 審査の方法等

(1) 審査の主体

市が設置する、西消防署河内出張所大規模改修基本計画策定業務委託契約候補者審査委員会において審査を行う。

(2) 審査の基準

別紙2 西消防署河内出張所大規模改修基本計画策定業務委託に係る提案書等審査基準及び別表審査項目によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

1.3 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和6年（2024年）6月10日（月）を予定（参加者数により変更の可能性あり）

(2) 実施場所

熊本市中央区大江3丁目1番3号
熊本市消防局4階 消防団本部室
時間・出席者は、別途指示するもの。

(3) 実施方法

ヒアリングは、非公開とし、対面又はオンライン（Microsoft Teams）による質疑応答形式により実施する。また、ヒアリングの時間は30分間程度を予定している。

（最初15分間プロポーザル参加者による説明の後、審査委員による質疑を15分間程度行う。）

※詳細は、令和6年（2024年）6月5日（水）までに別途プロポーザル参加者に通知する。

(4) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す評価項目について実施するものである。

(5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等及びそのプレゼンテーション資料のみを使用することができるものとし、新たな提案やそれに関連する追加資料は認めない。

(6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

1.4 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、審査結果をプロポーザル参加者に対して通知するとともに、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1.5 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由は、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.6 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること(消せるボールペンは不

可)。

(8) 現場責任者の確認等

ア 申請書等又は提案書等に記載した配置予定の現場責任者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の現場責任者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合に市長の承認を得るためには、診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

(9) 受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。なお、受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。

(10) 提案時に提出された参考見積額は、本業務の提案上限額以内で業務実施可能かどうかを判断するためのものであり、契約額を決めるものではない。

(11) 仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後選定された事業者と、その提案内容を参考とし熊本市との協議により決定する。